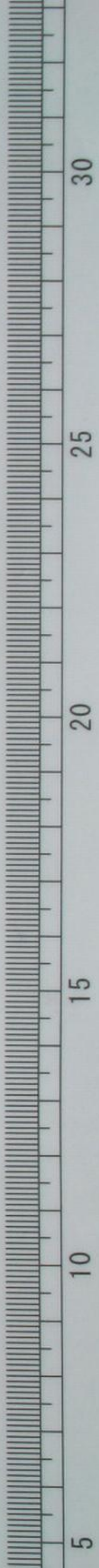


養病漫筆

六

特別
14
1919
507



小篆

佛

悲
會
居士
敬篆

同治二年十月



(八)

○前夜紅平頼壽伯は日本回を故幹部十数人と共に、
 彼を招き、席に市川三喜あり、現任市川大子の同姓故夫
 る、此人の名と人々交り、初老の面振り、淡は其代り
 道南米屋と云ふ、少井の市、茶湯の、室宿の、
 曾々を流るる、と流るる、亦其義、

標原製

と通し、此人高柳、理事長の、
 徳川家との新治事、
 八顧問、
 二、
 二、
 二、

○自らは近年、
 随筆、
 を保、

は自ら見あやまのいつかある角程迄をいふ事なきと云
ある正當なる事差支はるゝが、履物と別するは、花菊の文の取
り判者と違へるに似る事柄を申出で、存念することゝす。

○在田文庫も美吹舟の遺書持込浪割と関係有能、浄瑠璃
お氏の回巻九百八十部約五千冊を寄贈し来る此件につき
余も関係有る事申及ある方に相見え同様の教を記すお便を交
け三打掛法を擬しれ勢とよまを任漸や、此の寄附
をこそ未だ実物とこそ見えよ河野波長とて報へまわす
とす。

○十二月二十三日本郷地元の北浦屋中浦村没焼くた上
りて妹先に家督を継承せし件よりきりて命書のと
寄送す、此の家督の正當件より、吾等との〇元相漸や

藤原製

友好の相互の領

大正十三年四月二十二日
藤原製
大正十三年四月二十二日
藤原製

右人の数と所とを録し三〇と行て一冊成る事として行中係
ありと云ふもあはれ也。事存の事として思ふ者中一婦の者を
獲す所物所なくして但利金と存ておは是れ可貴
耳し昭和十五年十二月廿四日。

○今次の新体制に就ていろいろ書留の事と想ひ出され、今社の事務
の取方と聞ては自ら人数ヶ月奉仕して三ヶ月合社の事として進捗せ
ざるを得ざる。三ヶ月は合社として其の一個のよみあつて、其の
本社に南房崎町に置かれ、二階建の日本建築であつた。金庫は
あるに倉庫が社長副社長も重役も狭い室に居て是れ毎
日社員は退社時と銀を握りの張の器と此の金庫は自ら
納めたりと云ふ。自分は運賃深きとして二階におかれ、階下
より部長其他おられ。まは合社部は運賃深きカサの二部あり

藤原製

此外に新役員も一部あつたが、機構は安泰の間にあつた。今更
て見て、ふつと百名不足とする社員はあつた。事務が軌のたよと
思ふべき。此の東支店も此の本社の中心に在つた。此合社の但蔵は岩
崎氏より社長の助を副社長に仰ぎ義孝や川田 也田平
上野部等の重役であつた。岩崎氏を旦那と呼び、此と岩崎那と
呼んでおられ、他の重役は政府の内閣委員もあつた。役員は体制
ハ勅令天判の高級の官制もあつた。若はそんな呼び名もあつたが、月給も
此三階級に準して定まつておられ。部長は閣僚、次に社員は、自分の
如き運賃深きも責任の準もあつた。冬冬の俸給も通例の合
社員よりも厚かつた。思ふ、職務の規則も別々、特色のあつた。俸
給も、此の社員の勤勉が社員の常務、朝の出勤は、早
まを勤め、社を家に出勤前日れを分け、所があつたが、部長の言

楮は似味に高き焚火押さう
●を伏向と試せり

楮焚くは戦場と思ふ一帯夜は

楮焚くは尾根の崩雪を聴く夜は

楮焚くは市井山脈の夜は丁あけ

楮焚くは酒を枕し夜をあらわす

楮焚くは天窓を聴く夜長は

楮焚くは圓窓の内へ逆撫あり

楮焚くは義経を語る客七あり

楮焚くは富士原を聴く山の宿

雪道の陣りの人江出あり

陰道の鏡二千六百年と人とき

雪ふるとみちを共一途の籠

つくし割る楮は軍田や冬は

大軒のあふらうくえくす水柱あり

楮焚いて一帯を●年のま

①川村の奉行の日記に於て此の出来事と云ふ事
 時勢の練ハもしく札、書いて置かれは法く出しルこと又もりく

高札場は、本町四の丁なる町會所前に並列され、それにはまづ忠孝札、切支丹札、浦觸札、毒藥札、公儀札、何事によらず
 札、御傳馬札、人賣買札、領内驛馬方札、人足賃銀札、諸國廻船札の十一枚が厚さ八分の板で作られ、當時の重要な法典が
 かうして僅かに十一枚の札に記され、それで社會の秩序安寧が保たれてあつたのだから、世間の純朴さが思ひやられる。

- 十月十八日 村雨又雪霰風烈
- 一、今日は源之進は、地塚立合見分、勝杭打たせに出で、又太郎は、圍粉改請取に相越し、兩人共夕刻届出る。
 - 一、粕屋房之丞、牢屋圍人請取候参届出る。
 - 一、又太郎は明日も粉米改に相越候旨申聞ける。

以上、地境の立會は、新潟——寄居、關屋、出來島新田、西鳥屋野島との間の境界である。寄居村は弘化年中に長岡藩に上
 知せしめて新潟町へ編入されたが、本來寄居は承應年中新潟町のうちへ割込んだもので、地續きの一廓をなした土地である。
 西鳥屋野島の勝示杭は、今も學校町通三番町にその遺影をこめてゐる。

圍粉は備荒貯藏米である。嘉永六年中、この備米倉庫が二棟建てられ、粉五千俵がこのうちに貯へられ凶年に備へられたが
 引續いてその後一棟増築、更に安政四年に一棟の建増築となつたもので、それで長二十間、横五間、五戸前一棟のものが三棟
 長二十三間、横五間三戸前のものが一棟、合計四棟で四方は漆喰塗、瓦屋根で、ちよつと當時は變つた異風景に眺められたも
 のであつた。幕府直轄領の時代には粉三萬五千俵、石數で一萬六千石餘、麥四百二十六俵、此の石二百四十八石を備入れ、非
 常用意に充てた。明治初年に三棟は新潟學校の校舍に、二棟は新潟病院に充てたとあるから、安政四年以後更に一棟の増築が
 あつたらしい。新潟學校と云ふのは今の新潟醫大の運動場のところであり、新潟病院は海軍人事部のある、かの一廓のところ
 であるから、備荒倉の位置は明瞭である。

榎原製

加の流初年如の事其の教習を文の學校は備忘録其の
 の為給ひ、今以て是の運動場と云ふ所が舊地が
 あることや、倉庫の模範を記すことか古来のこと、(又切)
 板を収めて置く、(古志路所載)

○主事等子按初代校長より江戸藩士の胸像を必しと見よ
他名法と出所より其自合しと致す所のいたる文の如く
……切ぬきとある……

○元嘉七年壬午歲二月廿七日午後六時終に逝く
川谷の中庭に罹り年六歳長じいつ死ぬと云
未だ思ふ折柄を現に世界に母を母と云ふ病
氣の昨年より初まらば時々の往床と敷いたるこ
ろありしに於ては時々の往床と敷いたるこ
本年十月以所に伏し居りしに立偏も出果さず
しか十二月十日疾心を起して遂に死す
七年傳つて蓋し重徳と云ふ此の三四年可哀な程に
あり初め振動と爲る外に脚部を挫折し胸骨の以
多々の日にありし其後肺疾に罹りしに幸いして
か多し咳嗽と困りしに遂に於断すに腕の者ありし
ありしに其後其の以之を以て其の者ありしに

深淵

十二月十日疾心を起して遂に死す
七年傳つて蓋し重徳と云ふ此の三四年可哀な程に
あり初め振動と爲る外に脚部を挫折し胸骨の以
多々の日にありし其後肺疾に罹りしに幸いして
か多し咳嗽と困りしに遂に於断すに腕の者ありし
ありしに其後其の以之を以て其の者ありしに
十二月十日疾心を起して遂に死す
七年傳つて蓋し重徳と云ふ此の三四年可哀な程に
あり初め振動と爲る外に脚部を挫折し胸骨の以
多々の日にありし其後肺疾に罹りしに幸いして
か多し咳嗽と困りしに遂に於断すに腕の者ありし
ありしに其後其の以之を以て其の者ありしに

金五十八回五十九	兼具馬
金五十七回八十八	火藥坊
金五十四回	善化寺礼
金三十九回六十二	大日如来御台地
金五十五回	切手其他記
金八十二回	火藥坊
金	自願車
金四十回	大工 依橋
金三十一回五十九	懸子
金了七回六十五	十
	足代

六六六十九回十一

大工 依橋
市島 市島

市島 市島
丹兵衛
久吹
栗林
真島
錦田
賀田

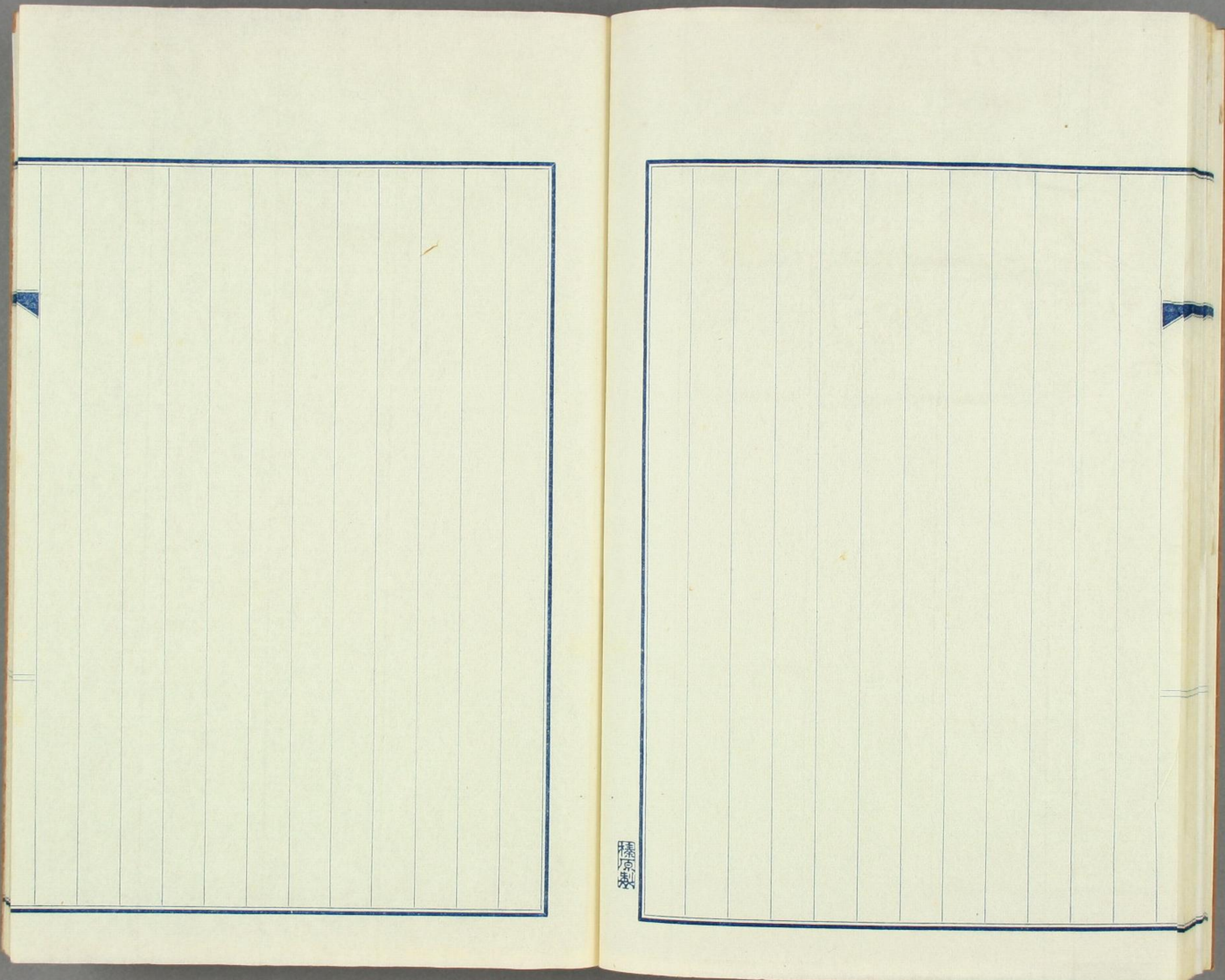
市島
市島
和泉
吉田
池谷
金平
市島

和泉
重松
大木
吉田
下林
市島

和泉
和泉
和泉
和泉
和泉
和泉
和泉



藤原製



藤原製



中村正直遺印
文曰 中正直印
作者不詳



淺野樸堂遺印
文曰 臣長祚印
作者不詳



池田孤村遺印
文曰 藤原三信
作者不詳



川路聖謨遺印
文曰 源聖謨印
佐久間象山刻



中村正直遺印
文曰 一號敬字
作者不詳



淺野樸堂遺印
文曰 胤郷氏
作者不詳



池田孤村遺印
文曰 蓮庵
作者不詳



藤本鏡石遺印
文曰 鏡石
羽倉可亭刻



橋南谿遺印
文曰 春暉堂
作者不詳



橋南谿遺印
文曰 醫持意耳思慮精得之
作者不詳



高久鶴屋遺印
文曰 鶴屋
自刻



中山信天翁遺印
文曰 學山堂印
自刻



狩谷披齋遺印
文曰 披齋
作者不詳



湯嶋狩谷氏求古樓
圖書記
作者不詳



板倉勝明遺印
文曰 板倉勝明
吳北諸刻



板倉勝明遺印
文曰 子赫氏
吳北諸刻



高橋泥舟遺印
文曰 執中庵主
圓山大迂刻



高橋泥舟遺印
文曰 泥舟半漁
圓山大迂刻



永井禾原遺印
文曰 永井久印
河合繁廬刻



永井禾原遺印
文曰 耐父
河合繁廬刻



高嶋秋帆遺印
文曰 源秋船印
作者不詳



中嶋子玉遺印
文曰 中嶋大貴
作者不詳



春木南湖遺印
文曰 南湖
作者不詳



尾藤二州遺印
文曰 獨醒樓圖書記
高芙蓉刻



卷菱湖遺印
文曰 卷大任
作者不詳



卷菱湖遺印
文曰 任
作者不詳



辻元山松遺印
文曰 侍醫法眼辻元山松
作者不詳



熊倉翠原遺印
文曰 翠原
卷菱湖刻



間部松堂遺印
文曰 間勝
作者不詳



間部松堂遺印
文曰 字慈卿
作者不詳



細井九阜遺印
文曰 知文之印
自刻



細井九阜遺印
文曰 關阜
自刻



木戸孝允遺印
文曰 木戸孝印
作者不詳



木戸孝允遺印
文曰 松菊
作者不詳



市嶋肅文遺印
文曰 市嶋肅文
作者不詳



市嶋肅文遺印
文曰 仿海
作者不詳



源賴寬遺印
文曰 觀濤閣
作者不詳



大倉雨村遺印
文曰 伯行之印
徐三庚刻



日柳燕石遺印
文曰 柳東政印
作者不詳



高嵩谷遺印
文曰 嵩谷印
作者不詳



篠崎三嶋遺印
文曰 筱應道印
作者不詳



大倉雨村遺印
文曰 顯言
徐三庚刻



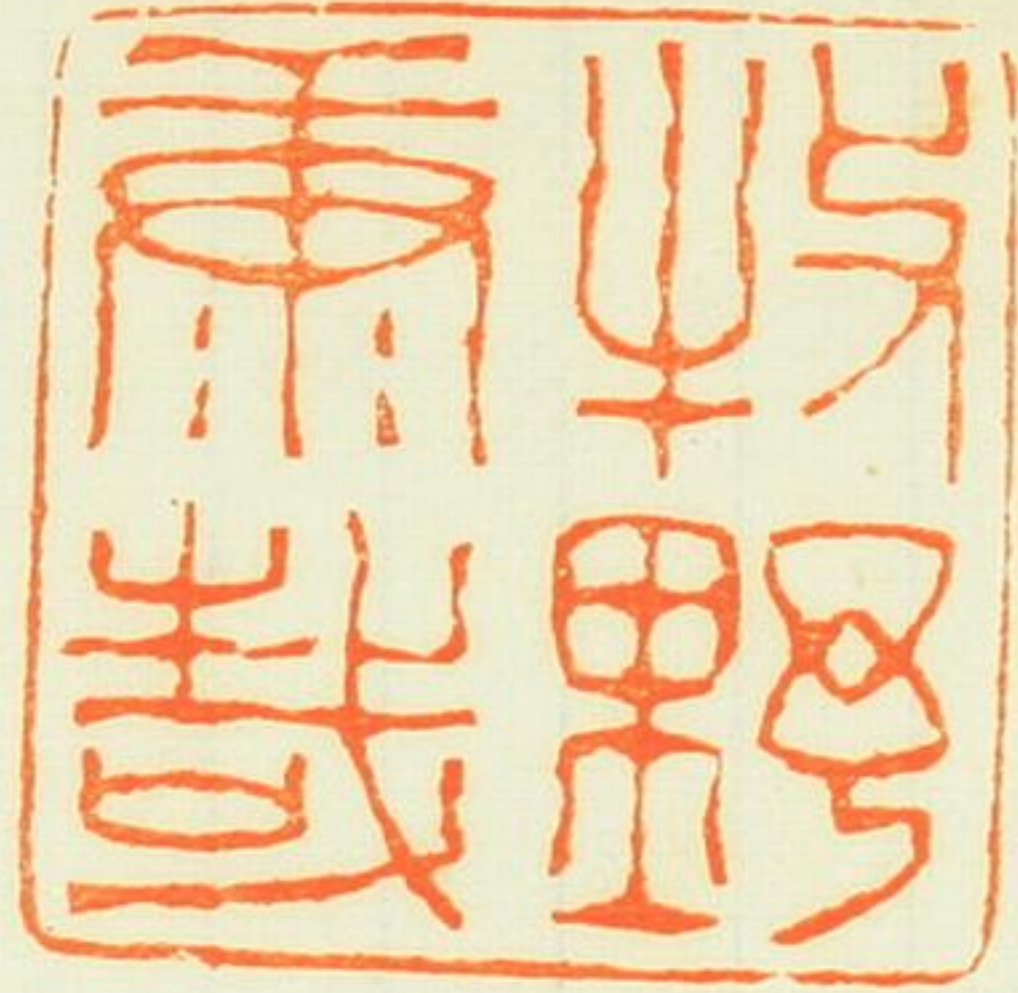
日柳燕石遺印
文曰 燕石之印
作者不詳



細川林谷遺印
文曰 林道人
自刻



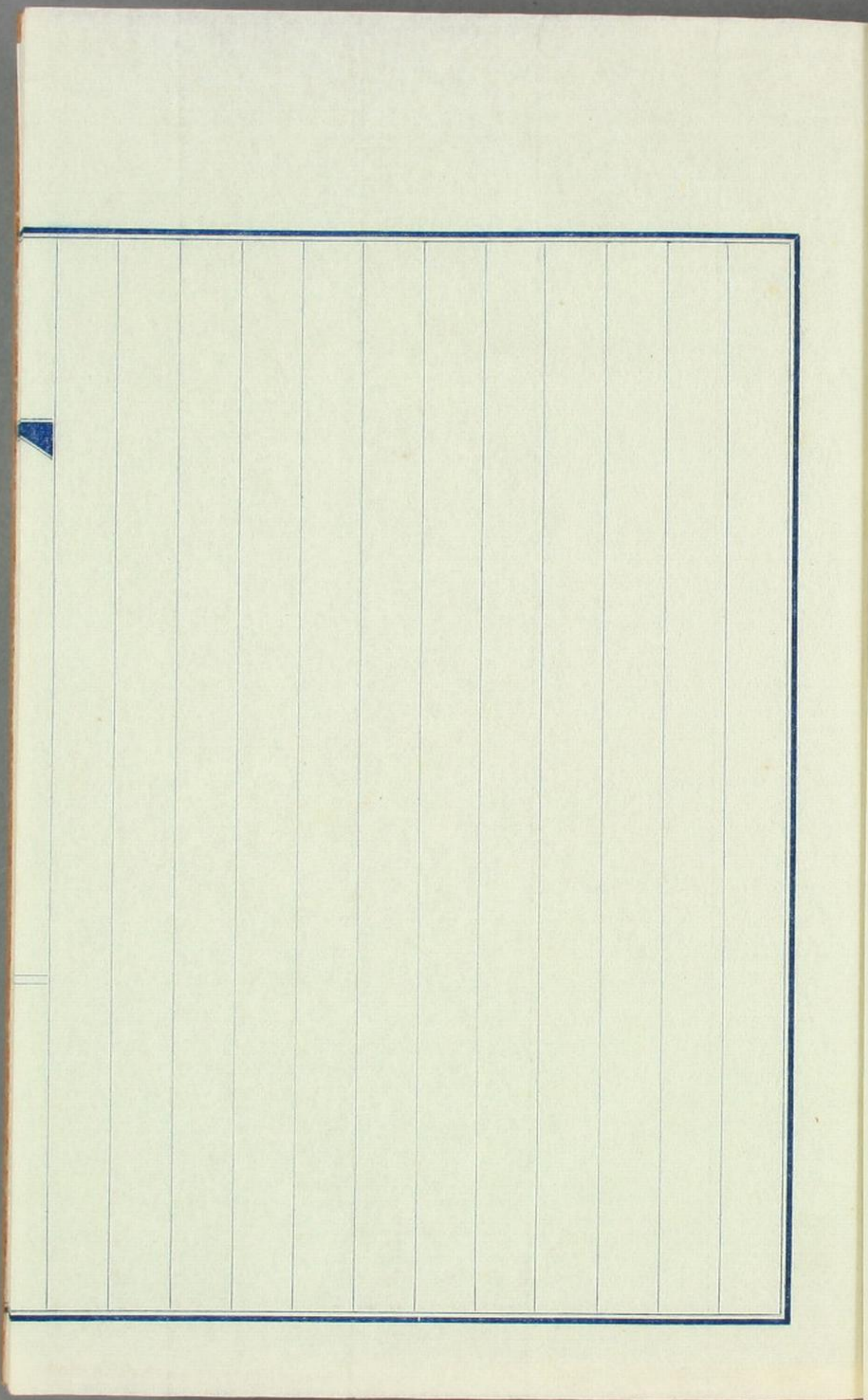
長三洲遺印
文曰 長莢之印
作者不詳



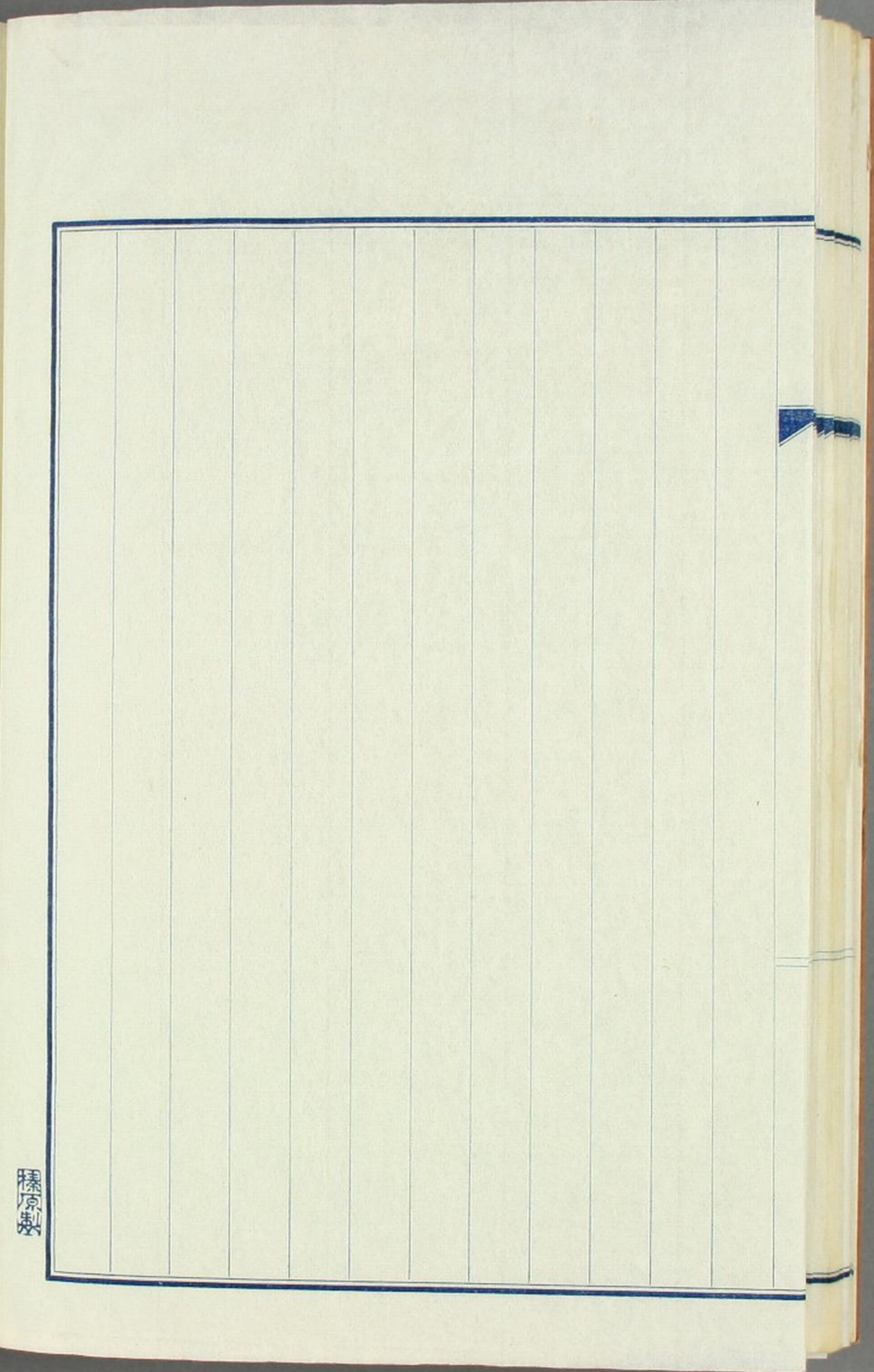
牧野康哉遺印
文曰 牧野康哉
長岡支藩主日谷刻



中林竹洞遺印
文曰 玉禪室
細川林谷刻



標原製





林則徐遺印
文曰 林則徐印
作者不詳



林則徐遺印
文曰 少穆
作者不詳



吳大徵遺印
文曰 御書中丞
自刻



吳大徵遺印
文曰 吳大徵印
自刻

自分が往年印の蒐集に没頭して得た収獲は千類にも及ぶが、其内の半ばは名家私印である。誰れの私印が欲しいと云ふも得らるものでなく、唯だ偶然見當つたものを取り上げたに過ぎないが、別號などの印は辨じ兼ねて逸したるものも少からずあるであらう。支那刻の印に往々人の名を刻したるものもあるが、其の

人の素性も閱歴も分り兼ねるので、林則徐、吳大徵の二人の外は一切採らない。扱て十四五年没頭して百家にも満たぬ私印を獲たが、之れを散することは自分としては惜しい感があり、何とかして堅牢な印塔でも作つて永久に保存したいと思ふてゐる。

以下
4丁
白紙

